○文部科学省告示第七十五号

学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年九月十八日

文部科学大臣　阿部　俊子

学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準の一部を改正する告示

学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準（平成十九年文部科学省告示第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前

別表第一　標準設置経費額（第一の二の㈠、第二の二の㈣、第三の二、第四の二、第五の一の㈡、第五の二の㈡及び第五の三の㈡関係）

一　大学

㈠　収容定員が八〇〇人未満（医学関係及び歯学関係にあっては七二〇人未満）の場合

（単位：百万円）

経費の区分	学部の種類				
	人文科学関係又は社会科学関係	自然科学関係（医学関係及び歯学関係を除く。）	その他	医学関係（うち附属病院分）	歯学関係（うち附属病院分）
校舎の整備に要する経費	七七二	一、五七六	一、〇四五	一九、三〇一（一五、四〇九）	五、四八八（二、八七五）
設備の整備に要する経費	四〇	八〇三	一五八	七、六六二（五、七〇六）	二、〇二三（七四〇）
合計	八一二	二、三七九	一、二〇三	二六、九六三（二一、一一五）	七、五一一（三、六一五）

備考

一～十　［略］

㈡　収容定員が八〇〇人以上（医学関係及び歯学関係にあっては七二〇人以上）の場合

（単位：百万円）

経費の区分	学部の種類				
	人文科学関係又は社会科学関係	自然科学関係（医学関係及び歯学関係を除く。）	その他	医学関係（うち附属病院分）	歯学関係（うち附属病院分）
校舎の整備に要する経費	一、一五八	二、一一四	一、五二五	二二、三五九（一七、三九二）	六、〇二一（二、九七四）

別表第一　標準設置経費額（第一の二の㈠、第二の二の㈣、第三の二、第四の二、第五の一の㈡、第五の二の㈡及び第五の三の㈡関係）

一　大学

㈠　収容定員が八〇〇人未満（医学関係及び歯学関係にあっては七二〇人未満）の場合

（単位：百万円）

経費の区分	学部の種類				
	人文科学関係又は社会科学関係	自然科学関係（医学関係及び歯学関係を除く。）	その他	医学関係（うち附属病院分）	歯学関係（うち附属病院分）
校舎の整備に要する経費	七三三	一、四九七	九九二	一八、三三〇（一四、六三四）	五、二一二（二、七三一）
設備の整備に要する経費	三九	七八二	一五三	七、四六〇（五、五五六）	一、九七〇（七二〇）
合計	七七二	二、二七九	一、一四五	二五、七九〇（二〇、一九〇）	七、一八二（三、四五一）

備考

一～十　［同上］

㈡　収容定員が八〇〇人以上（医学関係及び歯学関係にあっては七二〇人以上）の場合

（単位：百万円）

経費の区分	学部の種類				
	人文科学関係又は社会科学関係	自然科学関係（医学関係及び歯学関係を除く。）	その他	医学関係（うち附属病院分）	歯学関係（うち附属病院分）
校舎の整備に要する経費	一、一〇〇	二、〇〇八	一、四四八	二一、二三四（一六、五一七）	五、七一八（二、八二四）